

高校生の規範意識に関する基礎的研究

A fundamental study on the consciousness of norm concerning high school student

林 幸 克

HAYASHI Yuki-yoshi

I. 今日の高等学校教育改革の動向

文部科学省「高等学校教育の改革に関する推進状況について」（2012年11月）によると、中高一貫教育校は、制度化された1999年度より増加傾向にあり、2012年度では、441校（中等教育学校49校、併設型309校、連携型83校）で、45都道府県において公立の中高一貫教育校が設置されている。

また、単位制高等学校については、1988年度の定時制・通信制課程における制度化、1993年度の全日制課程における制度化を経て今日に至っているが、年々増加傾向にある。2012年度は960校となっており、全都道府県に複数の公立単位制高等学校が設置されている。

総合学科については、1994年度の制度化以降増加傾向にあり、2012年度は352校に設置されており、総合学科の占める割合も、所属している高校生の比率も約5%となっている。単位制高等学校同様、全都道府県に複数の公立単位制高等学校が設置されている。

さらに、高等学校以外での学修成果を単位認定する学校数に着目しよう。大学又は専修学校等における学修の単位認定を実施する学校数は（専修学校は1993年度から、大学は1998年度から単位認定可能）、年々増加傾向にあり、2010年度は478校であった。また、1998年度から可能となったボランティア活動や就業体験に係る学修の単位認定を実施する学校数も同様に増加傾向にあり、2010年度は504校であった。

これらのことから、高等学校教育の多様化が進展していること、生徒の様々な学修成果が評価される体制が整備・拡大していることなどがうかがえる。なお、これ以降の記述においてみられる下線は、筆者が付記したものである。

II. 中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会の議論

そうした改革動向の下、中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会では、高等学校教育の現状と課題を踏まえた上で、今後の施策の方向性や高等学校教育の質保証などについて議論されている。その中で、高校生の規範意識についても言及されている。議事録等から関連記述を確認してみよう。

1. 第1回高等学校教育部会（2011/11/4）

「有識者ヒアリング・都道府県教育委員からの意見聴取・職員インタビューにおいて出された主な意見について」（当日配布資料5-3）

- 教育活動全体を通じて行う道徳教育や特別活動における体験的な活動により、継続して規範意識の醸成に努めることが必要。
- 規範意識・コミュニケーション能力・基本的な生活習慣の向上・確立のために、道徳教育を教科化し、専門の教師や人生経験が豊富な社会人を採用し、奉仕活動・自然体験、職場体験、芸術・文化体験等を実施する。
- 挨拶、礼儀（マナー）、倫理観を身に付けさせるべき。

2. 第5回高等学校教育部会（2012/2/16）

【福岡県立城南高等学校下田浩一主幹教諭の発言】

「自己管理能力と言えばいいのかもしれませんが、基本的な生活習慣を身に付けさせる。これがなければ学力も伸びないし意欲もわかないということです。細かなことを言えば、遅刻や欠席をしない。また、服装や定められた提出物の期限をきちんと守る。日々の生活の中で、それらをきちんと身に付けさせようというのが、基本的な生活習慣の確立です。」

3. 第6回高等学校教育部会（2012/3/9）

【野上委員の発言】

「生きる力、つまり法やルールの意義や、それを遵守することの意味を理解し、主体的に判断し、適切に行動できる能力を発達段階に応じ、身に付けさせるという目標は、残念ながら、社会の急激な変化等の影響とも相まって、計画どおりに進捗しているとは言いがたく、むしろ人間関係の希薄さや規範意識の低下が以前にも増して進んでいるのではなからうか」

【及川委員の発言】

「改めて規範意識とか社会参加の態度の育成という点では、体験活動というのが非常に重要であるということ再認識している（中略）規範意識だとか、社会参画の態度育成といった人間の在り方生き方、あるいは道徳教育に密接に関連して、生徒に内面化を図っていくような教科・科目が、果たして選択の扱いでいいのか」

なお、この時に配布された「コミュニケーション能力、規範意識、社会参画の態度等の育成について」（資料2）では、下記の内容が示されていた。

- ・文部科学省「全国学力・学習状況調査（質問紙調査）」の結果から、学校のきまりや規則を守っている小中学校の児童生徒の割合に、若干の増加傾向がうかがえること。
 - ・（財）日本青少年研究所「中学生・高校生の生活と意識」（2009）の結果から、日本の高校生について、「殴る蹴るなどの暴力をふるう（学校での不良行為）」が14.5%（「頻繁にある」＋「時々ある」の合計）、「悪口で人をいじめる（学校での不良行為）」が同39.6%であること。
 - ・内閣府政策統括官「第8回世界青年意識調査」（2009年）から、日本の18歳から24歳までの青年について、「弱い者いじめはいけない」に関して「そう思う」97.9%、「約束は守るべきだ」同98.9%、「困っている人を見たら、頼まれなくても助けてあげるべきだ」同93.1%、「他人に迷惑をかけなければ、何をしようとする個人の自由だ」同29.9%であること。
- 各種データの国際比較から日本の高校生の規

範意識をみると低いわけではないが、より日常生活に密着した側面の意識の向上を図るために、基礎的生活習慣を確立すること、道徳教育や特別活動における体験活動や関連教科の充実が必要であることを示唆している。

Ⅲ. 規範意識の定義

それでは、規範意識という概念をどのように捉えるのか、改めて定義しておきたい。

1. 国の見解

国会の各種委員会などで規範意識について言及される場面に着目して、どのように概念規定され、用いられているのかを確認する。

【衆議院・教育再生に関する特別委員会（2007/4/23）での伊吹文明文部科学大臣の発言】

「規範というのもいろいろあると思いますが、あえて言えば、人間として生きていく上で最低限身につけておかなければならないルールというか行動の様式、（中略）一般論として言えば、人間として生きていく上での最低限のマナーを身につけるといふふうに理解したらいいんじゃないかと私は考えております。」

【衆議院・教育再生に関する特別委員会（2007/5/10）での銭谷眞美初等中等教育局長の発言】

「規範意識は、道徳、倫理、法律等の規範を守ろうとする意識でございまして、道徳心の基礎として重要であることから規定をしたもの」

【衆議院・教育再生に関する特別委員会（2007/5/10）での伊吹文明文部科学大臣の発言】

「規範意識というのは、長年の祖先の営みによって、成功したり失敗したりするものがありますけれども、その中でうまくいかないものをこそげ落とし、よきものが残り、結局、その社会に言い伝えられてきている、法に書かれざる暗黙の社会のルールのようなもの」

【衆議院・教育再生に関する特別委員会（2007/5/11）での伊吹文明文部科学大臣の発言】

「社会あるいは国家が長い年月の間に熟成させてきた伝統と申しますか、暗黙の、その社会を動かしていくためのルールというか約束事のようなもの、そういうものを総称して規

範、それをしっかり身につける意識をもっているということ」

「社会にはやはりその社会として、あるいはその民族が長年の試行錯誤の結果、悪いものは淘汰され、いいものとして残ってきている、これが社会の大きな規範というもの」

【衆議院・文教科学委員会（2007/5/22）での安部晋三内閣総理大臣の発言】

「規範意識とは、みんなで決めた規則あるいはマナーを守っていくということ」

【衆議院・文教科学委員会（2007/5/24）での伊吹文明文部科学大臣の発言】

「その国において、長い歴史の中で祖先が試行錯誤の中でこれはどうも不適當だなどいうものをそぎ落として、これは正しいんじゃないか、みんなで守っていきこうよというものを残して、そしてつくり上げてきたものと法律とを合わせたものが私は規範だと思いますね。」

【文部科学省・警察庁「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料」（非行防止教室を中心とした取組）（2006/5）の記述】

「規範」を「人間が行動したり判断したりする時に従うべき価値判断の基準」とし、「規範意識」を「そのような規範を守り、それに基づいて判断したり行動しようとする意識」としている。具体的には、「自他の生命や権利を尊重し、自他を身体的にも心理的に傷つけてはいけない」又は「盗みをしてはいけない」などの社会的な基準を守り、その基準に基づいて、規律ある行動をすることができることとした。

国の見解を概観すると、社会の規則やルール、マナーを守ろうとすることを、規範意識として捉えていることがうかがえる。

2. 専門家の見解

次に教育学等の専門家は、規範意識をどのように定義しているのかを整理する。

「規範意識とは家庭や学校、社会における対人関係などにおいて、多くの者によって共有されている伝統的・慣習的な言動についての基準や習慣などに対する意識」⁽¹⁾

「規範は、多くの者によって共有されている価値基準とその実現のためにとられるべき行

為の様式をさす。その規範が内面化されたものが規範意識である。」⁽²⁾

「規範を『当為としての道徳的価値』を意味するものとした上で、規範についての認識と感情をまとめて『規範意識』と呼ぶ」⁽³⁾

「規範とは、ある特定の社会集団において、その成員が同調するように要求される行動の標準である。規範はいろいろな形で集団の成員を拘束する。（中略）その集団が持っている規範をはずれた行動はマイナスの裁定を集団から受けることになる。反対に、その標準に同調する行動に対しては賞が与えられる。規範の存在は、成員にとっては不自由である場合もあるし、個人の欲求のままに行動できない壁である。しかし、それは集団が集団として存続するためには、集団の成員によって守られねばならない行動の標準である。したがって、集団の側は規範に照らして成員の行動を評価し裁定を下す。（中略）規範意識とは、規範が集団側に属する価値の型であるのに対して行為者側の価値意識や価値態度を意味する。子どもたちは、生まれて以来、すでに存在する集団に入団することが多い。（中略）できあがっている集団には、規範は制度化されているのがふつうである。だから、すでにある規範に、同調することが求められる。」⁽⁴⁾

「小学生・中学生・高校生が1日の生活において経験する可能性があることがらについて、多くの人々が共有し、かつ暗黙のうちに仮定している規則（ルール・マナー・習慣・伝統）、及びそれに関連する感情的反応、または行動的反応」⁽⁵⁾

「規範とは所属する集団や社会の中でのみ存在するものであり、その集団や社会の中でよりよく生きていくために必要となるものである。規範に基づいて判断したり行動しようとする意識が規範意識である。」⁽⁶⁾

「規範意識とは、集団生活の向上のために個人が従わなければならないよりどころである。規範意識は、これから行おうとする行為が規範に照らして妥当なものであるか否かを、自分自身で判断し、行為に移すときに働く意識のことである。（中略）個々に形成される規

規範意識は、与えられるというよりは、他者とのかかわりや様々な集団活動を通して、自らが自らに形成させることにも大きな意味がある。」⁽⁷⁾

規範とは「人々が言動を決定する際によりどころとなる外的な判断基準の総体」、規範意識とは「個人が自分の中に取り入れる枠組み」であり、「内なる規範」ともいう。⁽⁸⁾

これらの定義をみると、規範を社会における価値判断の基準（規則やルール、マナー）、そして、それを個人が内面化したもの（守ろうとすること）を規範意識として捉えていることがわかる。前述の国の認識は、これを平易に説明したものとして解釈できる。そこで、本研究では、規範意識を「社会における規則やルールなどの価値判断の基準を、個人が内面化して遵守しようとする構え」として定義する。

IV. 政策動向

次に、その規範意識の涵養に関して、国がどのような政策を展開してきたのか、最近10年の動向を中心に振り返ってみる。

【2003年】

薬物乱用対策推進本部「薬物乱用防止新5か年戦略」（2003/7）

学校等における薬物乱用防止に関する指導の充実について、「「体育」、「保健体育」、「道徳」、「特別活動」における指導に加え、「総合的な学習の時間」の例示として示されている「健康」に関する横断的・総合的な課題についての学習活動等も活用しながら、学校の教育活動全体を通じて薬物乱用防止について指導の充実を図るとともに、教育相談等の生徒指導の機能を一層活用する必要がある。また引き続き、学校における薬物乱用防止教室の開催を推進するとともに、関係機関の連携により薬物乱用防止教育の一層の充実に努める必要がある。」として、「すべての中学校及び高等学校において、年に1回は薬物乱用防止教室を開催するよう努めるとともに、地域の実情に応じて小学校においても薬物乱用防止教室の開催に努め、警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等の協力を得つつ、その指

導の一層の充実を図る。」ことを示した。青少年育成推進本部決定「青少年育成施策大綱」（2003/12）

「心の健康に関する指導、薬物乱用防止教育、発達段階に応じた性に関する指導、感染症対策、環境衛生への適切な対応、安全教育、食に関する指導等、専門家の協力も得ながら学校における健康教育の充実を図る。」ことや「少年の非行防止のため、非行防止教室、薬物乱用防止教室等の開催のほか、地域の人々と連携し、多様な活動の機会や場所づくりのための施策を推進する。」ことが提示された。犯罪対策閣僚会議「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」（2003/12）

「学校における非行防止教室、薬物乱用防止教室、罪を犯した場合の処罰・処分・民事責任に関する教育、啓発資料の作成・配布、地域の人材を活用した生徒指導の支援、学校担当保護司を活用した「中学生サポート・アクションプラン」の推進等により、少年の規範意識を向上させる。」ことや、「薬物乱用防止教室の開催及び地域や家庭における啓発活動の推進等により、児童・生徒を始めとする青少年に対する薬物乱用防止教育を充実する」ことが謳われた。

【2004年】

文部科学省「児童生徒の問題行動対策重点プログラム（最終まとめ）」（2004/10）

「犯罪被害者の体験談を取り入れた学習を含め、社会のルールや自分の行為に責任を持つということを学ぶ一環として、小学校高学年から、非行、犯罪の防止等を目的とした学習を推進する。」ことが記された。

【2005年】

文部科学省「新・児童生徒の問題行動対策重点プログラム（中間まとめ）」（2005/9）

「児童生徒の問題行動を未然に防止し、又は早期に的確な対応を行うため、学校と警察等関係機関との連携の充実強化を図るとともに、問題行動発生時にはサポートチームの迅速な立ち上げ等早期に関係機関等と連携していく体制の確立を図る。」ことや「児童生徒の規範意識の向上及び子ども達の安全な学習環境

の確保の観点から、学校内規律の維持を志向する『ゼロ・トレランス（毅然とした対応）方式』のような生徒指導の取組みを調査・研究するなど、生徒指導の在り方について見直しを図る。」ことが示された。

なお、この中では、文部科学省・警察庁「非行防止教室等プログラム事例集」（2005/1）の活用が謳われている。また、「ゼロ・トレランス」の概念が注目されるようになったのは、この中間まとめからである。

【2006年】

文部科学省・警察庁「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料」（非行防止教室を中心とした取組）（2006/5）

「非行防止教室を実施する目的は、①子どもの規範意識を育み、子どもが社会のきまりを守り、社会的に自立できるように育成すること、②危険を察知し、危険回避能力を育成すること及び③学校が安全で安心して学べる場所であるように環境づくりを進めることにある。」とした。そして、「規範意識は、家庭において、躰、規則正しい睡眠や食事等の基本的な生活習慣、又は家庭の手伝い等に関する教育を土台とし、その家庭教育での土台のもとに、学校教育において、きまりを守ること及び他者との関わりを大事にするための具体的な活動を通じて育まれるものである。特に、学校教育において、規範意識は、生徒指導、教科指導、道徳教育や特別活動での指導及び人権教育など学校におけるあらゆる教育活動の中で養われるものであり、挨拶指導、服装指導、遅刻指導、集団活動に関する指導、清掃指導、授業中の私語の禁止などの具体的な指導を通じて、児童生徒がルールや法の重要性やそれを守ることの必要性を自覚し、実際に守るようにすることによって育まれるものである。」とされた。

国立教育政策研究所生徒指導研究センター「生徒指導体制の在り方についての調査研究」報告書—規範意識の醸成を目指して—（2006/5）

「規範意識は、家庭において、挨拶・服装等の躰、規則正しい睡眠や食事等の基本的な生活習慣、又は家庭の手伝い等に関する教育を

土台としている。そして、子ども達の中で内面化されて自律的に自らの行動を規制するようにする必要がある。また、学校教育において、規範意識は、そのような家庭教育での土台のもとに、生徒指導、教科指導、道徳教育及び人権教育などのあらゆる教育活動の中で、学校の中での規則など、例えば、校則、服装、時間の厳守、規律ある集団活動、挨拶などの具体的な指導を通じて育成されるものである。」とした。また、「児童生徒に基本的な生活習慣を確立させるとともに、順法意識をはじめとする人間として最低限の規範意識に基づいた行動様式を、発達段階に応じて身に付けさせることが重要である。規範意識に基づいた行動様式を身に付けさせるためには、自律心の育成が不可欠である。すなわち、自らを抑制できる力を身に付けさせる必要がある。」ことが明記された。

こうした一連の流れの中で、教育基本法（2006/12）の第6条に、「教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。」ことが明文化された。

【2008年】

中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」（2008/1）

学校安全の充実を図るための方策について、「学校に求められる役割として第一に挙げられるのは、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体において行われる総合的な安全教育によって、子ども自身に安全を守るための能力を身に付けさせることである。（中略）自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し、貢献できるようにすることなどについて、発達段階に合わせて、子どもの能力をはぐくむことが求められている。」また、「学校における防犯教室や交通安全教室を含め、安全教育においても、警察、交通安全

全団体、消防署等の協力を得ることが重要である。」とされた。

文部科学省・国立教育政策研究所生徒指導研究センター「規範意識をはぐくむ生徒指導体制」(生徒指導資料第3集)(2008/4)

「学校生活を営む上で必要な規範意識を育成し、児童生徒一人一人が公共の精神や社会規範との関連において自己実現を図れるよう社会的自己指導力を身に付ける観点から生徒指導体制を見直す場合、まず、児童生徒の人権を尊重することを前提として、児童生徒の保護者や地域住民と教職員の間で生徒指導について、共通理解を図っていくことが重要である。」とされた。それから、「青少年の健全育成や問題行動等への対応は、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしつつ協力して行うものである。不登校・暴力行為・性非行への対応をはじめ、薬物乱用防止教育・非行防止教育・犯罪被害防止教育、安全で安心な学校づくりなどを幅広く進めていくためには、家庭・地域の協力が不可欠である。」こと、「発達段階に応じて、児童生徒に基本的な生活習慣を確立させるとともに、規範意識に基づいた行動様式を定着させることが重要である。さらに、規範意識に基づいた行動様式を定着させるためには、自律心の育成が不可欠である。すなわち、自らを抑制できる力を身に付けさせる必要がある。こうした指導を円滑に行うためには、学校の集団生活の秩序を維持する指導の推進と、小学校・中学校・高等学校の連携を視野に入れた社会的自立を促進する生徒指導が求められる。」ことが示された。

学校保健安全法(2008/6公布, 2009/4施行)第30条(地域の関係機関等との連携)

「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行うその他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。」

教育振興基本計画(2008/7)

基本的方向2の「個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる」の中で、「基本的な生活習慣や人としてしてはならないことなど社会生活を送る上で持つべき最低限の規範意識、生命の尊重、他者への思いやりなどを培うとともに、法やルールを遵守し、適切に行動できる人間を育成する。」こと、「いじめ、暴力行為、不登校、少年非行、自殺等への対応の推進を図るため、問題行動を起こす児童生徒への毅然とした指導を促すとともに、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組や関係機関等と連携した取組、いじめられている児童生徒の立場に立った取組を促進する。」ことが明示された。また、基本的方向4の「子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する」の中で、「学校や通学路等において子どもたちが安全に過ごせるよう、学校と地域のボランティアや関係機関との連携による地域ぐるみで子どもの安全を守る環境の整備や、子ども自らが安全な行動をとれるようにするための安全教育の取組を推進する。」ことが提示された。

薬物乱用対策推進本部「第三次薬物乱用防止5か年戦略」(2008/8)

目標1として「青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上」が掲げられ、学校等における薬物乱用防止のための指導・教育の充実強化について、「「体育」、「保健体育」、「道徳」、「特別活動」における指導、「総合的な学習の時間」の例示として示されている「健康」に関する横断的・総合的な課題についての学習活動等も活用しながら、学校の教育活動全体を通じて指導を行う。」ことや「すべての中学校及び高等学校において、少なくとも年1回の薬物乱用防止教室を開催するよう指導すること。その際、警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等の協力を得つつ、その指導の一層の充実を図る。」ことが示された。内容的には、「薬物乱用防止新5か年戦略」(2003/7)を踏襲している。

青少年育成推進本部決定「青少年育成施策大綱」(2008/12)

「心の健康に関する指導、薬物乱用防止教室、発達段階に応じた性に関する指導、感染症対策等について、学童期に引き続き、専門家の協力も得ながら学校における健康教育の推進を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用など教育相談体制の整備を支援する。」ことや、「問題行動を起こす児童生徒への毅然とした指導を促すとともに、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組や関係機関等と連携した取組、地域の人々と連携した多様な活動の機会や居場所づくりのための取組等を推進する。その際、非行防止教室や薬物乱用防止教室などを有効活用する。」こと、「青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上に向けた取組の一層の充実に努める。学校等においては、薬物乱用防止のための指導・教育の充実強化を図るため、小学校、中学校及び高等学校において薬物乱用防止教室の開催を推進するとともに、大学等における啓発の強化を図る。」ことが明示された。

犯罪対策閣僚会議「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(2008/12)

「警察、スクールサポーター、学校等が連携の上、地域安全情報のきめ細かな収集・提供、非行防止・犯罪被害防止教室や防犯教室の開催、問題を抱えた少年への対応等をよりの確に実施する。」こと、「少年の規範意識の向上を図るため、学校における法教育、非行防止教室、薬物乱用防止教室等の実施、啓発資料の作成・配布、地域の人材を活用した生徒指導の支援、保護司・保護司会と中学校の連携による「中学生サポート・アクションプラン」等を推進する。」こと、「学校における薬物乱用防止教育の充実強化を図るため、薬物乱用防止教室の開催、教職員、保護者等を対象とした薬物乱用防止の普及啓発のためのシンポジウムや広報啓発活動等の実施を推進する。」ことが記された。

高等学校学習指導要領「総則」(2009/3)

「学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実態を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。」

【2010年】

文部科学省「生徒指導提要」(2010/3)では、規範意識を、生徒指導との関連を中心に、以下のように論じている。

「校内のルールを遵守させるなど、校内の規律の維持とこれを通じた児童の規範意識の醸成という観点から、生徒指導の在り方を見直していくことが求められています。」

「生徒指導では、規範意識をはぐくむ指導及び校内規律に関する指導を児童生徒の発達の段階に即しながら意図的計画的に推進していくことが求められています。」

「規範意識は、家庭におけるしつけ教育や基本的な生活習慣の確立を基盤として、学校における全ての教育活動を通じて養われていくものであります。そして、規範意識を育成することは、暴力行為のない安全・安心な学校づくりに結びついていくことでもあります。」

「暴力行為を予防するためには、学校や学級のきまりを守るなどの身近なことや自分たちが住む社会の法律を守る意味と重要性などを中心に継続的指導を進めていくことが大切であり、この活動を通じて自分を律していく力と判断する力を身に付けることが教育目標となります。」

学校教育法(2010/3)第21条(義務教育の目標)では、「学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的

に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。』第51条（高等学校の教育目標）では、「義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。」が明文化され、規範意識の文言が入った。

子ども・若者育成支援推進本部「子ども・若者ビジョン」(2010/7)

「コミュニケーション能力や規範意識等を育てるために、発表・討論などの学習や道徳教育の充実、自然体験、集団宿泊体験等の体験活動の充実、非行防止教室の取組等を推進」することや「心の健康に関する知識、薬物乱用に関する知識、発達段階に応じた性に関する知識について、専門家の協力も得ながら学校における健康教育の充実と推進を図」ること、「子ども・若者による薬物乱用の防止対策については、学校等における薬物乱用防止教室の開催や大学入学時等のガイダンス活用による啓発の強化など、薬物乱用防止に資する教育、広報啓発活動の一層の強化を図」ることが明示された。

【2011年】

文部科学省・国立教育政策研究所生徒指導研究センター「学校と関係機関等との連携—学校を支える日々の連携—」(生徒指導資料第4集)(2011/8)

「日々の連携としては、児童生徒の健全育成を推進したり、ネットワークの構築を図ったり、生徒指導体制の充実を図ったりする目的で行われるものが考えられる。児童生徒の健全育成を推進するために行われるものとしては、児童生徒を対象に、自己指導能力や危険回避能力を身に付けさせることなどを目的に行う、交通安全教室、防犯教室、薬物乱用防止教室や非行防止教室などのほか、インターネットや携帯電話の適切な使用に関する情報モラル教育などがある。」とされた。

【2012年】

中央教育審議会答申「学校安全の推進に関する計画の策定について」(2012/3)

安全に関する教育の充実方策として、「進ん

で安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる力をつける教育を進めていくべきであり、自助だけでなく、共助、公助（自分自身が、社会の中で何ができるのかを考えさせること等も含む）に関する教育も重要である。その上で、家族、地域、社会全体の安全を考え、安全な社会づくりに参画し、自分だけでなく他の人も含め安全で幸せに暮らしていく社会づくりを目指すところまで安全教育を高めていくことが望ましい。」としている。

このように政策動向を振り返ってみると、教育基本法改正を境にして、規範意識の捉え方に変化があるように思われる。改正前では、規範意識について、ルールや規則といった規範の遵守に力点が置かれており、非行防止と関連づけて論述される傾向が強かった。すべての生徒を対象にした施策の提言になっているものの、そのスタンスとしては予防的アプローチが採られている。他方、改正後では、部分的に改正前と同様、非行防止等への言及もなされているが、全体としては、全生徒を念頭に置いた開発的アプローチとなっている。特に、安全教育や学校・家庭・地域社会との連携を鍵概念にしなが、生徒指導と関連づけて論じられている。

V. 研究動向のレビュー

さて、規範意識について諸施策が展開されている中で、規範意識をテーマとした研究成果の蓄積も進んでいる。ここではその一端を確認するが、便宜的に「現状全般」「友人・仲間関係」「家族・家庭関係」「考え方」「方策」、この5つの観点から整理する。

1. 現状全般

各種調査結果から、高校生の規範意識について、どのような意識・実態が明らかにされているのかをみてみると、校則について、「日常生活場面において規範意識の高い高校生は、学校生活においても「学校の先生には敬意を払うべきだ」と思う人が多く、また、校則遵守意識も校則指導の強化を望む意識も高い傾向にあることが分かる。」⁹⁾とした研究や、「高校生の半数以上は集団生活を送るうえでのルール（校則）の必要性を認めている。公共の場におけるあか

らさまざまな迷惑行為や人間関係に対する規範意識においても同様の傾向が見られ、決して規範意識が低いとは言えない。¹¹⁰ という論考があり、高校生の規範意識が決して低いわけではないことが示されている。

その一方で、中学生と高校生の比較から、「概して中学生の方が高校生よりも規範意識も高く、許容性も低いことが示されたと言えよう。そのことは、年齢的に思春期にある中学生は、その特徴である潔癖的傾向の高さによっているかもしれない。他方、高校生は、中学生よりは広い生活空間の中で、既に様々な行為を体験したことが、規範意識を低下させたのではないかと考えられる。」¹¹¹ という知見や、「中学生・高校生の段階では飲酒の危険性に対する認識や規範意識は低く、また他人の飲酒行動を黙認し、他人事としてしかとらえていないことがうかがわれた。」¹¹² ことなど、規範意識の低さを指摘した研究がある。

また、規範意識を個人レベルと社会レベルに区分して捉え、「青少年において、この個人的規範への遵守意識は高いことがわかる。一方で、公共性と社会性を問う規範ないし規範的行為に対する青少年の遵守意識は非常に低い。(中略)公共性と社会性を重んじる社会的規範への遵守意識の低さが認められる。」¹¹³ としたものもある。

このようにみると、規範意識の高低について、具体的にどのような事象を取り上げているのかによって見解が分かれている。換言すれば、規範意識の対象として何を想定しているのか、それをある程度限定的に捉えなければ、議論が難しいといえる。

2. 友人・仲間関係

そうした規範意識を考察するにあたり、いくつかの論考を概観すると、友人・仲間関係を鍵概念にしているものが散見される。

友だち優先度が弱い生徒ほど、同調行動が少なくなり、友だち優先度が強い生徒ほど、同調行動が多くなるとした上で、「今日の高校生にとって、たとえそれが規範に関する意識や行動であったとしても、まわりから浮いた行動をとらないことが「人間関係の維持」においてもっ

とも重要になっているのである。そうした背景が、学校規範の“適度な”順守や軽微な逸脱についての容認、実際の軽微な逸脱行動にも繋がっているのである」¹¹⁴ とした研究や、「若者たちは「規範」や「社会」に対する関心が薄らいでいる。他人の痛みに思いを致さなくなったようだ。そのくせ、友達とは一線を画してトラブルを起こさないように用心している。「違う」と思っても「そうだ」と同調し、緊張や葛藤を巧みに回避している。」¹¹⁵ ことを示したものの、さらに、「非行少年たちも、一般の少年たちと同じく、自らの存在根拠の脆弱さを補うため、「優しい関係」の重圧下をやむなく生きている人びとである。傷つきやすく脆弱な自己の基盤を守り、その肯定感を少しでも増すために、「優しい関係」を巧みにマネジメントしていくことによって、仲間内での対立を避けようと躍起になっている。」¹¹⁶ と示唆した論考は、高校生が友人・仲間との同調を重要視していることを明示している。

また、それに関連して、友人・仲間との関係が良好であると、規範意識が高くなることを示した研究もある。例えば「家族や教師よりも、友達から受容されていると感じている生徒の方が「規範意識」は高く、規範意識の醸成には、友達とのかかわり合いや結び付きが大きく影響を及ぼすことがうかがえる。」¹¹⁷ としたもののや、「中・高生は、友人関係が良好であると認知していると規範意識が低かったのに対し、友人関係が良好で、なおかつ学校に適応的であると、規範意識が高いという興味深い結果」¹¹⁸ を示したものがそうである。

その一方で、その友人・仲間関係との間で形成される規範意識が、マイナスに作用した場合を危惧する研究もある。「高校生では、家族や友人が否定的反応をとらないと予測していると万引きをしやすいというデータが示され、周囲の人間が重要になることが明らかにされた。」¹¹⁹

としたもののや、「飲酒・喫煙・薬物使用を行う仲間やこれらを行うことに寛大な仲間が多いことは、青少年の薬物使用を予測する強い因子であることが示唆された。」¹²⁰ というもの、「喫煙を黙認する意識の高さは、本人はもちろん周囲

の人を喫煙へ容易に接近させる要因となり、危険性に対する認識が未成年者では低いように思われた。また、危険であるということを知識として知っていても、他人事としてしかとらえていないことがうかがわれた。さらに、未成年者では家族や学校の規範よりも仲間集団の規範を優先する傾向が高く、タバコをはじめて吸い出す段階より前から、禁煙に関する規範の教育を繰り返し行うことが重要であると考えられた。」⁽²¹⁾と示唆した論考がそれに該当する。

また、「既存の規範と新たな友だち観にもとづく人間関係構築のための規範とのせめぎ合いの中で起こってきた意識低下という解釈にも一定の余地を残していると考ええる。人々の規範意識が変化する場合、一方的にその意識が低下するとは考えにくく、新たな社会規範といった社会からの要請の結果として、従来の規範意識が変容して見えるのかもしれない。」⁽²²⁾としたもの、「問題行動をする友人との絆により逸脱的な規範の取り入れが起り、その結果問題行動が促進されるという仮説は否定されない。ただし、逸脱的な規範が問題行動をする友人との絆をつくるという逆の関係も否定されない。」⁽²³⁾と結論づけた研究、「社会一般のものや人を対象にした社会的規範意識が低く、比較的無関心な態度を示しているが、身近な友だち相手との関係を維持するためには「相手の立場を理解するように努める」「約束を守る」など、もしそのような規範を身につけていなければ、個人的な関係が維持できないような規範は比較的内在化されているのではないかと推察される。」⁽²⁴⁾とした論考などに示されたように、友人・仲間関係の形成と規範意識の形成・確立の間には、密接不可分な関係が想定されるだけに、慎重かつ多角的な考察が求められるといえよう。

3. 家族・家庭関係

次に、高校生の規範意識を論じる上で、友人・仲間関係のほかに、もう一つ鍵概念になり得るものとして家族・家庭関係に着目したい。

家族に関するセルフエスティームについて論じたものとして、「セルフエスティームとりわけ家族に関するセルフエスティームを高めることが、青少年の喫煙や飲酒行動、ひいては薬物

乱用行動の防止にとって極めて重要であること」⁽²⁵⁾を示唆したものや、「家族に関する低いセルフエスティームがさまざまな危険行動の要因となっている可能性が高いことと考え併せると、自分が自分の家族の一員であることを誇りに思い、家族から自分が愛され、尊重されると感じることは、思春期全体を通じて常に重要な意味を持っており、思春期の危険行動を防止する上で最も重要視すべき事項であることを示唆している。」⁽²⁶⁾とした研究がある。

また、親との信頼関係に言及した論考として、「逸脱の程度が高い青少年はそうでない青少年に比べ、父親・母親との信頼関係をうまく築けていない傾向がみられ、また親をこわい存在としても強く考えていないが、他方、特に父親に対する依存の姿勢もみることができ、親との信頼関係が築けていないものの完全に親から独立しているわけでもない様子が見えてくる。」⁽²⁷⁾ことを示したものがある。

これらの研究は、家族・家庭への所属意識やセルフエスティーム、親子間の信頼関係を高めることが、規範意識の醸成に寄与していることを明示している。

4. 考え方

ここまで吟味してきた具体的な事象を扱った先行研究を踏まえて、規範意識をどのように認識し、捉えることが望ましいのか、理論的な検討を試みてみたい。

「現状全般」で確認したように、規範意識の高低の捉え方は難しい側面がある。しかし、その前提として、次のようなスタンスが求められる。「若者たちは現状の社会で必要とされている価値観に従い、社会生活を送ろうとする意識が非常に強いのである。若者たちは今の社会の道徳・規範に対し理解を示していると解釈することができる。(中略)道徳・規範意識が低いからという前提をもって、若者の行動が「なっていない」、「おかしい」、「変だ」と決めつけることはできない。道徳・規範意識が高い若者も低い若者も同様な意識を持って、行動する。これが、多数の若者たちの姿なのだ。」⁽²⁸⁾という見解である。

しかし、時として規範から逸脱した言動を表

出させることもある。「高校生の規範意識を規定している要因として、規範が作動する場面（家庭、学校、一般社会など）、その規範に関与する人間の種類（家族、教師、友達など）、規範からの逸脱にとまなう実質的な危険・不利益の程度の評価、などが考えられる。」⁽²⁹⁾ わけであるが、「高校生の逸脱行動にブレーキをかける要因として、学校や友人、さらには家庭や家族もそれほど強い抑制力を持っているとはいえず、それらの絆としての弱さが浮き彫りにされた。本調査からは、逸脱行動を抑制するのは、その行動が悪いことであるという意識を本人自身が持っているかどうか、その行為が相手に悪いと思えるかどうか、また、それが自分の健康にとって悪い影響があるかと考えるかどうか、といったこと」⁽³⁰⁾ が重要であるとされる。その規範意識形成の場として、学校の存在は看過できない。

「規範意識の形成過程がすべて従来の実践知に帰することは難しいが、実践知の有機的連帯を視野に入れた規範形成の在り方を再考し構築していくことが、今後の学校における規範意識の形成には欠くことできない視点であることは間違いない。」⁽³¹⁾ とされており、そのために教師が果たす役割は大きい。子どもの「規範意識」を育むための視点を、教師の働きかけに焦点化して、(1) なぜ「規範」が必要なのかを教える (2) 自発的な気持ちを育む (3) 子どもの行動を賞賛する、この3点を列挙した論考もある⁽³²⁾。

5. 方策

それでは、高校生の規範意識の形成に向けて、どのような方策が講じられるべきであるのか、その可能性も含めて検討してみよう。ここでは、3つに大別して整理する。

第1の方策としては、他者との信頼関係を形成することである。これについては、「規範意識の形成を同調性と序列性という二つの側面から複眼的に捉え返してみると、規範意識が二つの複合的なメカニズムによって形成されていることがわかる。規範への同調性という側面は、家庭や学校への満足感を背景に、フォーマルな学校文化への関与を基礎に形成されていた。（中略）情緒的な交流や信頼関係を深めていく

ことが、規範意識の醸成の一方の要といえる。」⁽³³⁾ としたものや、「他者に対する不信感を低め、他者に対する信頼感を高め、自己に対する信頼感を高めることを、学校や家庭、地域でサポートすることは、薬物等の使用、恐喝・窃盗、深夜徘徊、暴力行為、いじめ、怠学等の青少年の問題行動を予防あるいは減少する手立てになる可能性」⁽³⁴⁾ を示した論考、「薬物使用予防のためには、その間接的背景的要因への取り組みとして、家族間の凝集性や、コミュニケーションを増加させること、学校における生徒の目標へのコミットメントや結束力を強くすること、同時に、直接的要因への取り組みとして、健全な友人関係の持ち方や薬物を誘われても断れるスキルを育てることが重要である」⁽³⁵⁾ ことを示唆した知見がある。

第2は、逸脱行動の影響の省察である。これに関しては、「規範の教育においては、規範を遵守することだけを指導するのではなく、同じ集団の人々との間のコミュニケーションを高め、その集団にとって規範がなぜ大切なのか、規範から逸脱することで誰にどのような影響があるかをきちんと伝えることを重視した教育プログラムの開発が必要になる」⁽³⁶⁾ とした研究や、「同じ集団の人々との間のコミュニケーションを高め、その集団にとって規範がなぜ大切なのか、規範から逸脱することでだれにどのような影響があるかをきちんと伝えることを重視した教育を行うことにより、飲酒、喫煙、薬物乱用へといった過程を予防できる」⁽³⁷⁾ とした見解がある。

第3には、小学校段階からの継続的な教育が挙げられる。特に、喫煙防止教育や薬物乱用防止教育について、「今後の課題として、タバコをはじめ吸い出すようになる小学生の段階から、喫煙防止教育を行い、またその効果を持続させるため、中学校や高校になってからも、生徒の成長とともに繰り返し教育を行い、喫煙防止に関する社会的規範を持ち続けられるような教育の検討が是非とも必要」⁽³⁸⁾ としたものや、「薬物乱用防止教育を効果的に行う場や方法として、「高等学校までの学校教育」がすべての年代で圧倒的に多く、特に10代では約8割に達

している。また、青少年を薬物から守る対策でも第2位が「学校での薬物乱用防止教育を強化する」で、すべての年代で約半数以上が挙げている。小・中・高校教育への期待は大きい。」⁽³⁹⁾ことを示した研究がある。

「規範意識の希薄化に対しては、規範を一つひとついねいに、児童生徒が理解できる言葉と事例で説明する必要があります。特に「きまりだから」ではなく、なぜそれがそうなっているのか、必要があればその規範の存在意義について問い直す時間を作しましょう。これによって得られた理解や知識は他の場面でも出現しやすくなるので、児童生徒の中の「守る必要を感じないから守らない」という意識と態度の変容につながるのです。」⁽⁴⁰⁾という意見があるように、この3つの方向性を踏まえた上で、高校生が納得することのできる具体的な説明が求められる。これに関連して、「社会的規範の内在化は、青少年の逸脱化を抑制するために極めて重要であるが、そのための方策としては、とくに公衆道徳を涵養し、他者感覚を身に付ける援助をする方策と教育プログラムが必要とされている。この点では、親は大きな役割と責任を担っていることが認識されるべきである。」⁽⁴¹⁾と強調されているように、その説明の場は、学校だけに限定せず、地域や家庭も視野に入れることが望ましいであろう。

VI. まとめにかえて

本研究では、高等学校教育の多様化が進展する中で、高校生の規範意識が注目されていることを、まず確認した。また、その規範意識の概念規定について、様々な見解が示されているが、それらを踏まえて、ここでは、「社会における規則やルールなどの価値判断の基準を、個人が内面化して遵守しようとする構え」と定義した。

規範意識の醸成のための政策動向に目を転じると、教育基本法改正の前後で、規範意識の捉え方に変化があること、すなわち、改正前の予防的アプローチが、改正後には開発的アプローチになっていることを見出した。研究レベルでもその成果が蓄積されており、友人・仲間や家族・家庭との関係が規範意識の向上に寄与して

いること、そして、それを念頭に置いた方策を展開する必要があることが示されていた。

こうした流れの中で、高校生の規範意識の醸成のために、実際にどのような具体的実践が行われ、成果や課題があるのかを検証することが、次のステップとして求められる。そこで本研究では、今後、その事例として岐阜県におけるMSリーダーズ活動に着目していきたいと考えている。

注記

- (1) 久世敏雄・和田実・鄭曉齊・浅野敬子・後藤宗理・二宮克美・宮沢秀次・宗方比佐子・内山伊知郎・平石賢二・大野久「現代青年の規範意識と私生活主義について」『名古屋大学教育学部紀要(教育心理学)』Vol.35, 1988, pp.21-28.
- (2) 和田実・久世敏雄「現代青年の規範意識と私生活主義—パーソナリティ特性との関連について—」『名古屋大学教育学部紀要(教育心理学)』Vol.37, 1990, pp.23-30.
- (3) 安香宏「児童における規範意識の構造」『犯罪心理学研究』第28巻第2号, 1990, pp.1-17.
- (4) 高旗正人「規範意識のとらえ方」深谷昌志編『子どもの規範意識を育てる』(読本シリーズNo.152) 教育開発研究所, 2002, p.78
- (5) 廣岡秀一・横矢祥代「小学生・中学生・高校生の規範意識と関連する要因の分析」『三重大学教育学部紀要 自然科学・人文科学・社会科学・教育科学』57, 2006, pp.111-120.
- (6) 川田尚・後藤善史・庄司渉・菅野準・木村裕一・樽野幸義「児童生徒の規範意識を高めるための一考察—「規範意識発達段階表」を活用した指導モデルの提言を通して—」宮城県教育研修センター『平成20年度 教育相談研究グループ研究報告書』2009
- (7) 小畑隆政「特別活動における規範意識の形成」日本特別活動学会監修『新訂 キーワードで拓く新しい特別活動』東洋館出版社, 2010, p.132
- (8) 上杉賢士『「ルールの教育」を問い直す—子どもの規範意識をどう育てるか—』金子書房, 2011, pp.98-99.
- (9) 木村好美「規範意識は6年間でどう変化したか—規範への同調性の高まりが意味するもの—」友枝敏雄編『現代の高校生は何を考えているか—意識調査の計量分析をとおして—』世界思想社, 2009, pp.13-37.

- (10) 木村好美「高校生と高校教師の規範意識—教師・生徒の意識のずれ—」友枝敏雄・鈴木讓編著『現代高校生の規範意識—規範の崩壊か、それとも変容か—』九州大学出版会, 2003, p.35
- (11) 田中寛二「青少年の規範意識の測定に関する研究—年齢・性別比較—」琉球大学『人間科学』5, 2000, pp.11-37.
- (12) 祝部大輔・吉岡伸一・國土将平・松本健治「中・高校生の飲酒に関する知識と意識」『思春期学』Vol.24, No.1, 2006, pp.184-192.
- (13) 青少年の発達環境研究会（研究代表者 牧野暢男）「青少年の規範学習と逸脱抑制に関する研究」財団法人社会安全研究財団, 2001
- (14) 崎野優「高校生の規範的行動と同調傾向との関係—「空気を読む高校生」の“学校適応”—」『日本高校教育学会年報』17, 2010, pp.6-15.
- (15) 千石保『日本の高校生—国際比較でみる—』NHKブックス, 1998
- (16) 土井隆義『友だち地獄—「空気を読む」世代のサバイバル—』ちくま新書, 2008, p.37
- (17) 鈴木朋宏・成澤智子・村岡太・佐々木俊・遠藤東悦「みやぎの子供の規範意識をはぐくむための一考察—児童生徒への意識・実態調査結果の分析を通して—」宮城県教育研修センター『平成19年度 教育相談研究グループ研究報告書』2008
- (18) 廣岡秀一・横矢祥代「小学生・中学生・高校生の規範意識と関連する要因の分析」『三重大学教育学部紀要 自然科学・人文科学・社会科学・教育科学』57, 2006, pp.111-120.
- (19) 大久保智生「青少年の万引きに対する規範意識—香川県子ども安全・安心万引き防止事業の取り組みから—」『青少年問題』646, 2012, pp.44-47.
- (20) 呉鶴・山崎喜比古・川田智恵子「日本における青少年の薬物使用の実態およびその説明モデルの検証」『日本公衛誌』第45巻第9号, 1998, pp.870-882.
- (21) 祝部大輔・吉岡伸一・國土将平・松本健治「中・高校生の喫煙に関する知識と意識」『思春期学』Vol.23, No.4, 2005, pp.411-418.
- (22) 土井文博「友だち関係と規範意識」友枝敏雄・鈴木讓編著『現代高校生の規範意識—規範の崩壊か、それとも変容か—』九州大学出版会, 2003, p.49,62
- (23) 山内祐司「学校の問題行動抑制機能—ボンド理論の再構成と実証の試み—」『犯罪社会学研究』第29号, 2004, pp.114-127.
- (24) 前掲 (13)
- (25) 川畑徹朗・西岡伸紀・石川哲也・勝野眞吾・春木敏・島井哲志・野津有司「青少年のセルフエスティームと喫煙, 飲酒, 薬物乱用行動との関係」日本学校保健学会『学校保健研究』Vol.46, No.6, 2005, pp.612-627.
- (26) 川畑徹朗・石川哲也・近森けいこ・西岡伸紀・春木敏・島井哲志「思春期のセルフエスティーム, ストレス対処スキルの発達と危険行動との関係」『神戸大学発達科学部研究紀要』第10巻第1号, 2002, pp.83-92.
- (27) 前掲 (13)
- (28) 浜島幸司「若者の道徳意識は衰退したのか」浅野智彦編『検証・若者の変貌—失われた10年の後に—』勁草書房, 2006, p.207,222
- (29) 安藤明人「高校生の規範意識に関する研究(3)—大学生との比較を中心として—」『武庫川女子大学紀要 (人文・社会科学)』41, 1993, pp.63-70.
- (30) 前掲 (13)
- (31) 作田誠一郎・須藤廣「高校生の学校的価値観への順応化傾向と規範意識の文化」『北九州市立大学文学部紀要 (人間関係学科)』第15巻, 2008, pp.67-81.
- (32) 藤平敦「規範意識と生徒指導」『生徒指導』2011年11月号, p.39
- (33) 高橋征仁「規範意識は低下したのか—同庁性と序列性の形成—」海野道郎・片瀬一男編『＜失われた時代＞の高校生の意識』有斐閣, 2008, pp.88-89.
- (34) 安藤美華代・朝倉隆司・中山薫「高校生の問題行動と対人関係における信頼感の関連」日本学校保健学会『学校保健研究』Vol.46, no.1, 2004, pp.44-58.
- (35) 前掲 (20)
- (36) 市村國夫・下村義夫・渡邊正樹「中・高校生の薬物乱用・喫煙・飲酒行動と規範意識」日本学校保健学会『学校保健研究』Vol.43, no.1, 2001, pp.39-49.
- (37) 祝部大輔・吉岡伸一・國土将平・松本健治「鳥取県内の未成年者の飲酒, 喫煙, 薬物乱用行動に対する規範意識と拒否的な態度の比較」『思春期学』Vol.24, No.3, 2006, pp.483-491.
- (38) 前掲 (21)
- (39) 内閣府「平成21年度インターネットによる「青少年の薬物乱用に関する調査」報告書」
- (40) 柴崎直人「なぜ, いま「規範意識」が問題になっているのか」『生徒指導』2011年11月号, p.18
- (41) 前掲 (13)

